

沖縄観光情報ウェブサイト広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が運営・管理する沖縄観光情報ウェブサイトおきなわ物語および関連ウェブサイト（以下ウェブサイトという。）への広告掲載に関して掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）との必要な事項を定める。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 ウェブサイトへ掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい内容でなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、個別の基準については「沖縄観光情報ウェブサイト広告掲載実施基準」による。

(広告の掲載場所)

第4条 広告は、ウェブサイトに掲載するものとし、広告を掲載する位置及び枠数は、OCVBが別に定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第5条 次に定める業種又は業者の広告は掲載しないものとする。

- ①原則として風俗営業と規定される業種
- ②原則として風俗営業類似の業種
- ③消費者金融
- ④規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- ⑤その他、OCVBにてふさわしくないと判断したもの

(広告の範囲)

第6条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- ①政治活動及び宗教活動に関係のあるとみなされるもの
- ②個人、団体などの意見広告及び名刺広告に類するもの
- ③公序良俗に反するおそれのあるもの
- ④青少年の健全育成上好ましくないもの
- ⑤商品先物取引および貸金業に類するもの
- ⑥第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ⑦他を誹謗、中傷または排斥するおそれのあるもの
- ⑧法令、規則等に反するもの
- ⑨社会的に適切でないもの
- ⑩OCVBが掲載として適当でないと認めるもの

2 広告主は以下の各号を踏まえ、事業内容が趣旨に沿う内容であることとする。

- ① 沖縄県への誘客効果を目的とする。
- ② 情報提供を通して観光客の利便性を高めることを目的とする。
- ③ 各観光関連業、施設情報の提供を通して経済波及効果の増大に貢献することを目的とする。

(表示基準)

第7条 広告の表示内容については、以下の点に留意しなければならない。

- ① 広告に関する法令及び各業界の自主規制による広告表示基準を遵守すること
- ② 誇大表示、不当表示、その他不適切な表現をおこなわないこと
- ③ 第三者の肖像権及び著作権を侵害しないこと

(広告の種類、規格等)

第8条 広告について、次の各号に掲げる事項は、OCVB が別に定めるものとする。

- ① 広告の種類
- ② 広告の規格
- ③ 広告の禁止表現
- ④ 広告の制限事項

(広告の掲載期間)

第9条 広告掲載期間についての決定は、OCVB と締結する契約のなかでおこなうものとする。

2 広告掲載開始日又は広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日に当たる場合は、OCVB が別に定めるものとする。

(広告掲載の申込)

第10条 ウェブサイトへ広告掲載を希望する者は、「バナー広告掲載申込書」により、広告掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 OCVB は前条の規定により申込があった場合は、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定に基づき審査し、速やかに承認の可否を申込者に通知するものとする。

- 2 OCVB は同一枠同一期間への申し込みが複数あった場合は、広告掲載期間が長いものを優先して選定することができる。
- 3 前項の規定に基づき審査をした結果、同一条件での申込者が複数あった場合は、OCVB にて抽選とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定に基づき作成し、原則として広告掲載開始日から起算して 10 営業日前までで OCVB が指定した日までに、指定した場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 OCVB は、提出された広告原稿の内容が規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(掲載料とその納入方法)

第13条 広告掲載に係る料金は、OCVB が別に定める規定による。

- 2 掲載を決定された広告主は、第 11 条による掲載決定の通知受理後、OCVB が指定する期日までに、OCVB の発行する請求書に従って広告掲載料を納入することとする。
- 3 前項の広告掲載料納入にかかる経費については、広告主が負担するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- ①第 12 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき
 - ②第 13 条第 2 項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき
 - ③広告主が本要綱、及び諸規定に違反したとき
 - ④広告主が申込時の記入事項に、虚偽、不適切な記載などが認められたとき
 - ⑤OCVB が広告掲載の継続が困難であると判断したとき
 - ⑥OCVB が広告主として不適当であると判断したとき
 - ⑦前各号に準ずる事情があるとき
- 2 OCVB は、前各項の規定により、広告掲載を取消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する翌月以降の月にかかる広告掲載料を返還する。
 - 3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、掲載取下げを希望する月の 1 ヶ月前までに書面にて OCVB に申し出なければならない。
 - ①広告掲載開始前の取下げについて
掲載取下げを希望する月の 1 ヶ月前未満の取下げについては、決定枠の 1 ヶ月分に当たる広告料金の 50%をキャンセル料として OCVB に支払わなければならない。
 - ②広告掲載後（掲載期間中）の取下げについて
掲載期間中に広告掲載を取下げる場合、一日でも掲載した月に関しては、その月の広告掲載料を支払わなければならない。
- 3 OCVB は、前項の規定により広告掲載を取下げた場合、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。但し、複数月の広告掲載料を納付している場合は、掲載を取下げる月以降の広告掲載料を返還する。また、その手数料については広告主が負担するものとする。

*未納の場合は、掲載した期間の広告料金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第16条 OCVBは、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日の日数に応じて第13条第1項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還し、手数料についてもOCVBが負担するものとする。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1ヶ月につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる理由により、OCVBがおきなわ物語の運営を停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。
 - ①システム及び電気設備等の定期的なメンテナンスを行う場合
 - ②システム及び電気設備等になんらかの不具合が発生した場合
 - ③システム及び電気設備等に、第三者の介入や犯罪行為等の形跡が認められたとき、及びその回避のためのメンテナンス、調査等を行う場合
 - ④天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 3 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。
- 4 前各項については、OCVBは事前に諸規定に定める方法で広告主に通知する。ただし、緊急の場合はその限りではない。

(広告の変更)

第17条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更できるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、OCVBにあらかじめ協議するものとし、第12条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は第12条の第項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5営業日前までにOCVBに届け出るものとする。

(免責)

第19条 OCVBは、次の各号のいずれかに該当する場合、一切の責任を負わないものとする。

- ①広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他広告掲載に関する全ての事項について、利用者及び第三者が何らかの損害、もしくは不利益を被った場合。又、利用者間、利用者と第三者との間で、何らかの紛争が生じた場合
- ②OCVBは、おきなわ物語の情報の正確さ、完全性、有用性、システムの安定稼働などについて何ら保障するものではなく、一切の責任を負わない。
- ③OCVBは、何らかの法的措置により、法的根拠に基づいて情報の開示、システムの一時中断、停止、広告掲載の一時中断、停止を求められた場合、一切の責任を負わない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第21条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、OCVBと広告主双方で協議し、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本要綱、及び諸規定に関して生じた紛争については、OCVBの所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、OCVBが別に定める。

2 各条において特にOCVBが認める場合、この限りではないとする。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。